

令和2年5月19日時点

豊見城市小中学校感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)



豊見城市の教育理念

とよ

「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育

とよ

響むとは

鳴り響くの意味であり、転じて名高いという意味の古語。「響む」には、歴史に恵まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして、郷土への愛着が込められている。

豊見城市教育委員会

令和2年5月策定

目 次

本ガイドラインについて	P 1
感染症対策に関する基本的な考え方	P 2

I. 学校運営編

1. 感染症予防策の徹底	P 3
2. 教育活動上の留意点	P 4
3. 登校の判断	P 6
4. 感染者濃厚接触者等に対する偏見や差別	P 7
5. 年間行事計画等の見直し	P 7
6. 教職員の健康管理	P 7
7. 教職員の勤務・サービス	P 8

II. 臨時休業編

1. 児童生徒及び学校教職員の感染が疑われる症状がある場合	P 8
2. 感染者が出た場合	P 8
3. 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合も含む)	P 9
4. 市内感染者の発生状況を踏まえた措置	P 10

添付資料

- ・「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省 HP)
- ・5月14日付け、教保261号 学校において児童生徒の発熱等を確認した場合及び新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(令和2年5月14日時点)(第16報)
- 学校(園)における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応(フロー図)別紙1

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び沖縄県の感染症予防ガイドラインを踏まえ、豊見城市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本市は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において以下の4つの対策を講じることが必要である。

1. 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底。
2. 学校医や学校薬剤師と連携した校内保健管理体制の整備。
3. 日頃の連絡体制の確認をしておくこと。
4. 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避。

①換気の悪い密閉空間 (密閉)

②多くの人が密集 (密集)

③近距離での会話や発生 (密接)

また、特定の地域における集団発生の発生状況や市内及び校区内の患者の発生状況等によっては、中学校区、市内全ての学校において休業措置を行う場合がある。

I 学校運営編

1. 感染症予防策の徹底（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP1～4・令和2年5月14日付け、学校において児童生徒等の発熱を確認した場合及び新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について）

(1) 児童・生徒

- ア 学校は、児童生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。
- イ 児童生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、「健康観察表を配付し、毎日記入・確認をすること。」）
- ウ 登校前に確認できなかった児童生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。
- エ 教員や養護教諭は、児童生徒が37.5度未満であっても、登校後、体調不良が見られる場合は、健康観察を行い保護者に連絡して帰宅させる。（他の者との接触を可能な限り避けられるよう別室で待機させるなど配慮すること。）
- オ 登下校時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

- ア 教職員等は、児童生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。
- イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境

- ア 各教室等責任者は、校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。
- イ 各教室等責任者は、適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。換気は、休憩時間毎に教室のドアや窓を開放し、適切に使用すること。（添付資料「豊見城市学校施設冷房設備運用基準」を参照すること）
- ウ 各教室等責任者は、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。（各学校にて「清掃チェックリスト」を作成し、実施状況を管理する。）

2. 教育活動上の留意点

・教職員等は、教育活動を行う際には、健康観察を十分に行うとともに、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避けること。なお、臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、新学期の学習を補う計画を立てるなど適切に対応すること。

(1) 全校朝会・集会、学年集会

・当面は、学年や全体で集まることは避け、放送設備等を活用し、各教室で実施する。やむを得ず体育館等に集める場合は、短時間に納め、児童生徒の間隔及び換気に十分配慮すること。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP8）

ア 授業中、教職員等は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ等）を着用する。

イ 教職員等は、近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、ペア・グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動や、児童生徒が互いに向かい合う座席配置などは十分な対策を講じること。

ウ 教職員等は、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

（例）

・体育における柔道などの身体接触を伴う活動や球技・ボール運動など集団で活動する単元については、年間の後半に位置付け、陸上運動・陸上競技、主として個人で活動する体づくり運動などを年間の前半に位置付けるなど、年間計画を見直す。なお、体育館や武道場で実施する場合は十分な換気を行う。

・音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は控える。やむを得ず実施する際は、空間や児童生徒を分散させ個別化を図ったり活動時間をずらしたりする。

・家庭科においては、当面の間、調理実習は実施しない。

エ 教職員等は、授業中、児童生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡し、引き渡す。

(3) 学校給食及び昼食（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP9）

ア 配膳の際は、マスク等を着用し、児童生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行なう。

イ 児童生徒が対面して会食する形態を避け、会話を控えさせる。

(4) 休憩時間（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP4）

ア 教員は、教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 児童生徒は、休憩時間（授業間も含む）後やトイレ使用后などに手洗いを徹底する。

ウ 児童生徒は、できるだけ他学年のフロアに行かないよう心掛ける。

(5) 部活動 (令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP9)

- ア 感染状況や生徒等、学校の実情を考慮し、段階的に実施しても良い。(担当教職員等や部活動指導補助員がつく)
(活動時間については、H30年12月沖縄県教育委員会運動部活動等の在り方に関する方針・H31年3月豊見城市中学校部活動方針に準拠する)
- イ 当面は、合同練習や対外試合等、校外での活動を控えるが、参加の必要性についての判断は、担当教職員等だけではなく、学校として責任を持って行うこと。
- ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
- エ 更衣室や部室を使用する際は、こまめに換気するとともに、短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- オ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等や部活動指導補助員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。
(3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声))
- カ 当面の間、基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

(6) クラブ活動・児童会・生徒会活動

- ア クラブ活動・児童会・生徒会活動についても、感染状況や児童生徒、学校の実情を考慮して行う。
- イ 担当教職員等は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で出来るように工夫する。
- ウ クラブ活動の活動内容については、「(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導」と同様とする。
- エ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施しても良い。

(7) 学校行事 (令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP8)

- ※ 学校行事等は可能な限り行うことを前提とするが、学校の規模や状況等により判断をする。
 - ア 1学期に設定されている運動会、遠足、校外学習等の行事や校外での活動は、2学期以降に延期もしくは中止とする。
 - イ 宿泊を伴う行事についても、2学期(一部8月)以降に延期もしくは中止とする。
 - ウ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。特別支援学級においては、児童生徒等を分散させて検診できるように工夫する。
なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。
 - エ 避難訓練を除き、体育館等での講話や外部講師を招いた特別授業、鑑賞教室、球技大会など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止する。避難訓練については、児童生徒に避難経路の確認が必要なため工夫して確実に行う。

(8) 保護者会、コミュニティスクール等

- ア 開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、こまめな換気を行う。
- ウ P T A総会や各委員会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。

(9) 登下校指導

- ア 児童生徒は、登校については、周囲との距離を1～2 m空け登校する。
(マスクを着用していないことを理由に帰宅させないこと)
- イ 児童生徒は、水分の補給のため、水筒(お水・お茶)を持参させる。
- ウ 児童生徒は、下校の際は、速やかに自宅等に帰る(飛沫感染の防止に努め立ち話や寄り道などをしない)。

(10) 放課後や休日の過ごし方

- ・感染を防ぐため、大人数での集会や人混みとなるような場所に行かないよう心掛ける。

3. 登校の判断(令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP4、5)

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 保護者が登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒について(特定警戒都道府県への渡航歴がある児童生徒)

- ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で2週間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。また、臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒又は、入学等のために来沖した児童生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校させること。(R2年5月7日教義153号)

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

・新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処（令和 2 年 3 月 24 日付け、学校再開がトピック 1 の P 6）

・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。具体的には、児童生徒同士で、感染症が流行している国や地域に関係している児童生徒に対して感染しているかのように扱うことや、咳をしている児童生徒を非難するような言動、教職員が児童生徒に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童生徒への指導だけでなく、教員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

5. 年間行事計画等の見直し（令和 2 年 3 月 24 日付け、学校再開がトピック 1 の P 7. 8）

・各学校は、学校再開の通知に基づき新年度の教育活動を実施するが、計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、教育委員会とともに必要な変更を行う。

6. 教職員の健康管理（令和 2 年 3 月 24 日付け、学校再開がトピック 1 の P 1～4）

- (1) 教職員も毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表（本人用）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表（確認用）」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。管理職は、毎日、別添「健康チェック表（確認用）」の記載内容を確認し、3 週間は保管すること。
- (2) 教職員も風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。
- (4) 教職員は、手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

- (5) 教職員は、勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

7. 教職員の勤務・サービス（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP1～4）

・教職員が新型コロナウイルスに感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合のサービス上の取扱いについては、令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関するサービス上の取扱いについて」のとおりとする。（これまでに発出した通知一覧）

●勤務・サービスの取扱い

- ・令和2年3月3日付教人第2009号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
- ・令和2年4月6日教県第67条「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」
- ・令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関するサービス上の取扱いについて」

II 臨時休業編

1. 児童生徒及び教職員の感染が疑われる症状がある場合

（令和2年2月25日付け、事務連絡 児童生徒等新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報）

児童生徒及び教職員は、次のいずれかの場合、自宅で休養させることとする。

（平熱が低い場合や高い場合は、事前に学校に相談する）

- ア 37.5度以上の発熱がある場合。（37.5度未満であっても平熱より高い場合）
- イ 怪い鼻水や咳がある場合。
- ウ 風邪症状が見られる場合。
- エ 味覚や臭覚にいつもと違う異常を感じる場合。
- オ 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難など）がある場合。

2. 感染者が出た場合（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP4）

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、当該児童生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

ウ 市教育委員会（学校教育課）は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、当該中学校区若しくは市内学校全体について2週間を目安に臨時休業を行う。ただし、保健所と相談の上、当該児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

(2) 教職員の場合

ア 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

イ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

ウ 市教育委員会（学校教育課）は、学校保健安全法第 20 条に基づき、原則として、当該中学校区若しくは市内学校全体について 2 週間を目安に臨時休業を行う。ただし、保健所と相談の上、当該児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

(3) その他

・学校は、学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。また、HP 等で学びのコンテンツ等の紹介や学習ができるように準備を行っていくこと。

3. 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合も含む）

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、児童生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

（出席停止期間 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間の出席停止）

ウ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

エ 市教育委員会（学校教育課）は、校長からの報告を受けた際、原則として保健所の助言等を参考に、臨時休業を実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒の健康観察を行う。

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。(出勤停止期間 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出勤停止)
- イ 校長は、市教育委員会(学校教育課)に報告する。
- ウ 市教育委員会(学校教育課)は、校長からの報告を受けた際、原則として保健所の助言等を参考に、臨時休業を実施を検討する場合がある。
- エ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の教職員等の健康観察を行う。

4. 市内感染者の発生状況を踏まえた措置

- ア 集団感染の発生状況や市内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。
- イ 市内において感染者が発生した場合の対応は、生活圏を考慮し、当該校を含む中学校区を臨時休業とする。また、複数人、複数校での確認があった場合は、市内全ての学校の休業措置をとる。休業期間については、関係機関等と協議し、決定する。

参考資料

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 令和2年3月24日
- ・「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)」
令和2年2月25日事務連絡
- ・「県立学校の臨時休業及び再開後の取扱について」 令和2年5月7日教県第222号
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A(5月13日時点)」 令和2年5月13日事務連絡
- ・「運動部活動等の在り方に関する方針」 平成30年12月
- ・「豊見城市中学校の部活動方針」 平成31年3月
- ・東京都板橋区立幼稚園・小中学校感染予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」
- ・沖縄県うるま市学校再開ガイドライン 教職員用 令和2年5月14日時点
- ・群馬県版学校再開に向けたガイドライン 令和2年4月2日